

# 返還後の沖縄で自衛隊はなぜ受け入れられたか：一九七二～一九七五

小口, 晃平

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

209

(終了ページ / End Page)

261

(発行年 / Year)

2023-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030084>

# 返還後の沖縄で自衛隊はなぜ受け入れられたか

——一九七二—一九七五——

小口 晃 平

はじめに

本土復帰を前に自衛隊の配備が決定された沖縄では、自衛隊に対する激しい反対運動が見られ、否定的な評価がなされた。一九七一年に『琉球新報』によって行われた沖縄県民を対象とした世論調査では、自衛隊の沖縄配備について「賛成」が一六・六%、「反対」が四七・四%であった。また、『朝日新聞』が同年九月に行った世論調査でも、沖縄への自衛隊配備について「賛成」二二%、「反対」五六%と、自衛隊に対して厳しい目が向けられていたことが読み取れる。しかし、このような沖縄における自衛隊に対する見方は年々変化してゆき、世論調査では自衛隊を否定的に評価する割合が減少していく一方、肯定的に評価する割合は年々上昇していく。二〇一六年に沖縄県知事公室が行った調

査では、自衛隊に対する印象について、「良い」二五・四%、「どちらかといえば良い」四六%と、肯定的な評価が約七割に達した。在日米軍に対する評価が「どちらかといえば悪い」三五・四%、「悪い」一八・四%と、否定的評価が約五割であるのとは対照的である。<sup>(3)</sup>

なぜ、復帰後の沖縄において自衛隊は受け入れられていったのであろうか。本稿では、屋良朝苗沖縄県知事（在任期間…一九七二～七六年）をはじめとする県政や、県議会、革新自治体、自衛隊の活動を通し、この問いを政治史の手法で明らかにしてゆく。

沖縄の自衛隊を扱った先行研究としては、小山高司と成田千尋の研究を挙げることができる。<sup>(4)</sup>しかし、両者の研究は沖縄返還交渉期における沖縄への自衛隊配備に焦点を当てており、沖縄配備後の動きについては十分に説明していない。<sup>(5)</sup>また、先行研究は沖縄現地での動きについては反対運動や屋良への視点が中心で、在沖米軍基地や日米安保体制を容認する姿勢を見せていた沖縄の議会「保守」勢力が、自衛隊をどのように捉えていたかについての十分な言及はない。そのため、本研究ではこれら沖縄の自由民主党（以下、自民党）の動きについても触れていく。本研究は沖縄返還後における自衛隊をめぐる問題への理解だけでなく、複数の研究者によって指摘されているような、戦後沖縄研究の「二〇年の空白」を埋める一助ともなるだろう。<sup>(6)</sup>

なお、分析にあたっては新聞や雑誌、政党史、オーラル・ヒストリーなどを中心に用い、外務省外交史料館や沖縄県公文書館に所蔵されている諸文書も使用する。

## 第一章 復帰直後の在沖自衛隊への反対運動

### 「日本軍」への反発

一九七二年五月十五日、沖縄の施政権は日本へ返還され、沖縄は日本への復帰を果たした。復帰に当たっての声明では、社会大衆党（以下、社大党）や人民党が、基地問題や日米安保、自衛隊配備に触れる中、自民党沖縄県支部連合会（以下、自民党沖縄県連）は、具体的な政策には触れず、返還を祝賀する姿勢を見せた。<sup>(7)</sup>

自衛隊は同日、航空が那覇空軍基地、陸上が旧那覇ホイール地区の駐屯地、海上が本島中部のホワイト・ビーチでそれぞれ編成式を行った。<sup>(8)</sup> 自衛隊が使用する土地については、沖縄返還前日の五月十四日まで、米軍又は自衛隊の用に供される軍用地の使用契約を全ての地主と結ぶことが困難になった。そのため、防衛施設庁長官は、やむなく同年四月二七日及び五月十一日、公用地暫定使用法の規定に基づく告示を行い、契約を行うことができなかった土地について十五日から暫定使用を開始した。<sup>(9)</sup> これにより、軍用地問題は返還後も引き続かれることになった。<sup>(10)</sup>

復帰翌日に『読売新聞』は、「沖縄県波乱含みのスタート」という記事で、復帰直後の沖縄県民の自衛隊に対する拒否反応は「いぜんまだ強く」、尖閣列島を防空識別圏に含めたことが中国を刺激していることもあり、沖縄での将来の自衛隊活動は、「問題含み」であると報じた。<sup>(11)</sup> 他方で、『琉球新報』は、自衛隊に対する反対運動は自衛隊阻止の動員の少なさや反戦地主を支える体制の弱さから、

「まだ県民の心にひそむ『軍隊ざらい』を汲みとり、発展させるまでに至っていない」といえるのではないかという見解を見せた。<sup>(12)</sup>

自衛隊に対する反対運動は、復帰直後にも活発に行われた。五月一四日には、沖縄県祖国復帰協議会（以下、復帰協）那覇地区実行委員会による「沖縄処分に対する抗議と自衛隊配備反対」の「網の目行進」が行われ、翌一五日には復帰協主催の「沖縄処分抗議・佐藤内閣打倒五・一五県民総決起大会」が那覇市内の与儀公園で開催され、「自衛隊の沖縄配備に反対し、公用地暫定使用法の即時撤廃を要求する」という条項が含まれた宣言が採択されるなど、依然として自衛隊に対する反対運動は継続した。<sup>(14)</sup>

防衛庁は九月三〇日に沖縄配備の具体的日程を発表した。<sup>(15)</sup> 屋良知事はこの発表を受けて、「これまでの県の要請や県民感情を無視するもの」であるとし、基地強化を含め、戦争につながる一切のものに反対という従来の立場に加え、日中国交回復によってアジアの緊張緩和が成り、沖縄の軍事基地も整理縮小されると期待していた県民の気持ちにも反するという理由も付して、自衛隊配備をやめるよう要請する談話を発表した。<sup>(16)</sup>

自衛隊の本格配備開始から四日後の十月六日夜、復帰協主催の沖縄県民総決起大会が開かれ、約八千人（主催者発表一二〇〇〇人、県警発表五三〇〇人）が那覇駐屯地に対してデモを行った。<sup>(17)</sup> このデモで注目すべきことは、自衛隊が旧日本軍と同一視されていたことである。防衛庁は、沖縄へ自衛

隊が配備されることによって考えられる沖縄現地の反応について、「旧軍に対する沖縄県民の反感がそのまま自衛隊に向けられる可能性が高い」とみていたが、復帰から五か月後のこの時点では、まさしくそのような反感が目に見える形で現れたのである<sup>(18)</sup>。

陸上自衛隊臨時第一混成群初代群長の桑江良逢によればこの日、自衛隊は「安保粉砕！基地反対！日本軍帰れ！」とのシュプレヒコールを受けた。「安保粉砕」や「基地反対」のシュプレヒコールは日本本土でも聞きなれていたが、「日本軍帰れ」は初耳で、意外な感じがしたという<sup>(19)</sup>。

この日のデモにおいて、自衛隊を旧日本軍と同一視していたとみられる行動やシュプレヒコールが行われたことは、新聞報道からも確認することができる。『読売新聞』は人々が「日本軍帰れ」などのハチマキ、ゼッケンをして集まったと報じており、『琉球新報』も「人殺し日本軍は帰れ」というシュプレヒコールがなされたと報じている<sup>(20)</sup>。

この「日本軍帰れ！」のシュプレヒコールは、その後の数十回のデモにおいても繰り返され、「自衛隊帰れ！」に変わったのは、翌七三年になってからであると桑江は振り返る<sup>(21)</sup>。桑江は呼称が変化したこと、「賛成・反対は抜きにして、一応『自衛隊』という名前が、沖縄県民の間に定着した」「県民感情は依然良くないとしても、自衛隊へのイメージは、昔の沖縄地上戦の軍隊とは同一視されていない」と自信を持ったという<sup>(22)</sup>。なお、自衛隊を旧日本軍と同一視するような動きは自衛隊反対の立場だけでなく、自衛隊を歓迎する立場から見られた<sup>(23)</sup>。

この頃県議会では、自民党が、革新与党の自衛隊反対は「非現実的な空論に過ぎない」との批判を行っていた。沖縄県革新市町村長会などが自衛隊業務拒否の態度を示していることにも反発し、今後の革新陣営の出方によっては、自民党系の市町村会を糾合した協議体を作り、自衛隊へ協力する活動に乗り出す姿勢を見せた。他方、革新与党各派や公明党は、日中国交回復によるアジアの緊張緩和の中、大量の自衛隊を移駐するのは「世界のすう勢に逆行するもの」で許されないとして、自衛隊配備阻止、基地撤去の戦いを強めると主張した。<sup>(24)</sup>

このような、東アジアの安全保障環境の変化や国際情勢と沖縄の自衛隊配備とを絡める議論は、アメリカが七三年一月にパリでベトナム和平協定を締結した際にも見られた。自民党の大田昌知幹事長は、ベトナム戦争によって強く関連付けられてきた在沖米軍基地の再検討を望む、という声明を出した。その他の革新政党も沖縄からの米軍の縮小・撤廃が唱えられる中、社会党県本部は、自衛隊の強行配備、基地の共同使用管理体制は、ニクソン・ドクトリンを不動のものにしようとしているものであるから、米軍の全アジアからの完全即時撤退、自衛隊反対の反戦平和の闘いを強化しなければならない、という声明を發した。復帰協も、アメリカによるベトナム戦争を積極的に支持してきた自民党政府の態度を改めて糾弾し、自衛隊の沖縄配備、第四次防衛力整備計画を直ちに中止し、安保条約を破棄することを要求する声明を出した。<sup>(25)</sup> 自衛隊の沖縄配備に対する反対は、沖縄の持つかつての戦争経験やそこから来る旧日本軍への反発だけでなく、国際情勢の変化とも結びつけて唱えられたのである。

## スポーツと結びつけられる自衛隊

沖縄の自衛隊にかかわる問題として、自衛隊員のスポーツ大会への参加が度々問題となった。それは特に、七三年の復帰記念沖縄特別国民体育大会（若夏国体）をめぐる本格化していった。

沖縄県高等学校教職員組合（高教組）は三月下旬、自衛隊員が選手として大会に参加することに反対の態度を決めた。<sup>(26)</sup>これに対し、大会実施本部副本部長の新垣茂治沖縄県出納長は、国体全国代表者会議で「参加する県、個人に迷惑がかからないよう細心の注意と努力を払うつもりだ」と県の姿勢を語った。<sup>(27)</sup>

しかし、軟式野球の佐賀県代表として出場予定であった陸上自衛隊九州地区補給処チームが、四月二〇日に事態の混乱を避けるためとして出場を取りやめることになった。同チームは当初、「オール目達原」と名前を変えて出場することを決めていたが、「中身が変わらず、沖縄県民をあざむくものだ」と沖縄県労働組合協議会（県労協）が態度を硬化させ、佐賀県春闘共闘委員会の中止申し入れにより、県の指示で出場を辞退することになった。<sup>(28)</sup>二三日に主催者である文部省、日本体育協会、沖縄県の三者による協議でこの問題について話し合い、「参加者をその職業で差別するのはスポーツの精神に反する」という統一見解をまとめた。<sup>(29)</sup>奥野誠亮文部大臣は「スポーツに政治を介入させるのはきわめて遺憾だ」として佐賀県に対して強く再考を申し入れた。<sup>(30)</sup>

これらを受け、佐賀県知事の池田直は、佐賀県春闘共闘委員会に自衛隊チームの出場を了承してほ

しいと申し入れ、同チームは一転して国体に出場することになった<sup>(31)</sup>。屋良知事は、県として反自衛隊の態度は堅持し、慎重に対処していくという姿勢を見せた。一方、県労協は「沖縄の反戦運動に対する重大な挑戦であるだけでなく、政府の圧力の前には沖縄県民世論の無視もやむを得ないとする沖縄県民侮辱の態度であり、絶対許せない」として、組織の全力を挙げて軟式野球そのものの開催を阻止する、と強い姿勢を示した<sup>(32)</sup>。県内の政党レベルでは、社会大衆党、人民党、公明党が「県民感情を逆なでする暴挙」として抗議する一方、自民党は「参加を拒むことは常識外れである」として歓迎の立場であった<sup>(33)</sup>。自衛隊チームは沖縄入りした際、「自衛隊帰れ」のシュプレヒコールを受け、機動隊に守られながら宿舎へ向かった<sup>(34)</sup>。

迎えた佐賀県代表チームの試合当日、会場は異様な雰囲気となった。球場前に約一〇〇人の抗議団が結集する中、チームは機動隊に守られながら入場した<sup>(35)</sup>。スタンドでは赤旗が降られ、激しいヤジも飛び交い、機動隊が出動する事態となった。試合は三対一で自衛隊チームは初戦敗退となった<sup>(36)</sup>。

大会後、機動隊を投入することとなった背景には、文部省や日体協から「自衛隊チームが出場できなければ全種目を即時中止し全選手を引き上げる」という通告があったことを宮里松正副知事が記者会見で語った<sup>(37)</sup>。

なお、若夏国体では佐賀県の軟式野球代表以外にも、埼玉（重量挙げ四人、陸上競技二人）、熊本（陸上競技三人）、長崎（陸上競技二人）、千葉（ボクシング一人）の四県が自衛隊員を代表に選出し

ていた。<sup>(38)</sup> 県労協や高教組は、これらの代表選手らに対しても、出場辞退を要請するなどした。<sup>(39)</sup>

自衛隊選手の参加問題は若夏国体にとどまらず、同年秋の千葉国体でも問題となった。沖縄代表相撲選手として、自衛隊員二名が選出されていることが判明して沖縄で反対運動が起こり、屋良知事は「いたずらに混乱を起こしてほしくない、自主辞退してほしい」と求めた。<sup>(40)</sup> 屋良は自衛隊沖縄地方連絡所長の又吉康助に仲介を頼み、自宅で陸海空の在沖自衛隊のトップと会談し、「政治がスポーツに口を出すべきではないと分かっている。ただ、沖縄を理解して辞退してほしい」と頼み込んだ。<sup>(41)</sup>

これにこたえる形で、自衛隊側は低姿勢で県及び県体協の処理方針に協力し、この相撲選手二名とライフル射撃にオープン参加する予定だった隊員の参加許可を取り消した。<sup>(42)</sup> 奥野文相は、社会的身分や政治的判断で参加を取り消されることは遺憾であると再び発言し、自民党沖縄県連も、屋良知事がスポーツに対する事実上の干渉を行ったと反発していたが、<sup>(43)</sup> 今回は佐賀県の事例とは異なり、不参加決定が覆されることはなかった。以後、沖縄県代表の選手として自衛隊員が選出されると、辞退するという構図を繰り返した。<sup>(44)</sup> 初めて正式に自衛隊員が沖縄県代表として出場することが可能となるには、七七年青森国体のボクシング選手の選出まで待たねばならなかった。<sup>(45)</sup>

選手の派遣だけでなく、自衛隊は国体の運営からも外された。七二年九月一日の記者会見で宮里副知事は、復帰記念国体に全県民が喜んで参加できるよう、「自衛隊の協力を求めて、反自衛隊の住民感情を逆なですることは好ましくない」として、一切の自衛隊協力を求めないことを決定したと発表

した。<sup>(46)</sup>

自衛隊にとって、国体のようなスポーツイベントの支援は、「防衛基盤育成」のためのアウトリーチ活動の中でも魅力的なものであった。<sup>(47)</sup> 前年に行われた鹿児島国体では夏季大会に一日最高二六八人、秋季大会には九五五人の隊員が協力しており、七三年秋に開催予定の千葉でも約一〇〇〇人の自衛隊員の協力を要請していたが、七三年の沖縄においては反対運動への懸念から、自衛隊には会場設営だけでなく、関連施設の工事など一切の協力を要請しなかった。<sup>(48)</sup> その他の復帰記念行事である、復帰記念植樹祭や、海洋博覧会にも、自衛隊の協力・支援が求められる事はなかった。<sup>(49)</sup> しかし、自衛隊はこの間低姿勢に徹し、県民感情の好転を待った。<sup>(50)</sup>

## 第二章 革新自治体との対立

### 自衛官住民登録、拒否、問題

復帰直後、自衛隊への業務協力を拒む自治体が出現したり、<sup>(51)</sup> 部隊職員募集広告の新聞・テレビへの掲載、放映を拒否されたり、<sup>(52)</sup> 沖縄地方連絡部名護募集事務所の事務所開きの際に、事務所前にピケを張られ機動隊の力を借りて排除するなど、様々な反対運動が行われた。<sup>(53)</sup>

那覇市職員労働組合（以下、市職労）（前原穂積委員長）は七二年八月四日の定期大会で、自衛隊配備反対など反自衛隊闘争に強力に取り組むことを決定し、自衛隊の基地から排出されるゴミを問題

化した。同労組は、自衛隊がゴミを市内清掃工場に持ち込むのは、市民生活及び市行政とかかわりを持つことで自衛隊の市民権を認めさせようというねらいがある、と捉え、自衛隊のゴミ搬入を拒否することを決定した。<sup>(54)</sup>

那覇市は、既に自衛隊の沖縄配備に反対する立場から自衛隊員の募集業務を一切拒否するとしていたが、一九日に自衛隊のゴミ搬入についても正式に拒否することを明らかにした。理由としては、①自衛隊は憲法違反であり、戦争に繋がる自衛隊の沖縄配備に反対、②国の機関委任事務としてゴミの搬入については規定されていない、③廃棄物処理及び清掃に関する法律では、事業者が自ら排出したゴミは自ら処理する義務付けがある、④自衛隊のゴミは一般のゴミとは異質で、毒物が入っていることも考えられ危険、ということであった。<sup>(55)</sup>

那覇市は、一七日には自衛隊に対して電話で市の態度を通告しており、自衛隊側は、廃棄物処理に関する法律があることは知らなかった。迷惑をかけて申し訳ない、市の結論はやむをえないという態度を取った。<sup>(56)</sup> またこの日、平良良松那覇市長は一日に那覇防衛施設局から依頼のあった自衛隊の合格者の身元問い合わせに対し、自衛隊への協力はできないとの立場から回答を拒否し、書類を返送した。<sup>(57)</sup>

沖縄返還が決定され、自衛隊配備計画が進行していた時から、「自衛隊配備と豊かな沖縄県づくりが全く両立しないものである」<sup>(58)</sup>として、自衛隊の配備に反対していた平良にとって、沖縄への自衛隊

配備は「自治の本質をまるつきり考慮に入れない」ものであった。<sup>(59)</sup>

そして、事態はその後の沖縄における自衛隊をめぐる大きな転換点となる、那覇市の自衛隊員住民登録拒否問題に発展する。

九月には那覇、浦添両市が市営住宅への自衛隊員入居を拒否するなど、反自衛隊運動はエスカレートしていく。<sup>(60)</sup> 浦添では一月下旬に自衛官二名が市役所で住民票交付を求めたが、市職労の妨害により交付を受ける事ができないということも起こった。<sup>(61)</sup>

そして那覇市は一二月、市の行政権限が基地内では不明確なことから、基地内の隊舎に移住している自衛隊員の住民登録を拒否する意向を示した。<sup>(62)</sup> 地方自治体が公式に「自衛隊員を市民として認めない」との態度を打ち出した初めてのケースであった。正規の住民登録がないと、直接には選挙権が奪われることになり、また子供の小中学校への転入学手続きや、運転免許証の住所変更、更新手続きなどができなくなるなど、市民生活上必要多くの権利義務の行使履行が阻害されることとなり、人権上も問題となる。<sup>(63)</sup> 民間人による抗議運動とは異なり、地方自治体における自衛官の基本的人権の侵害は異例であった。<sup>(64)</sup>

防衛庁は、「地方自治法十三条の二などに違反する行為だ」と反論し、拒否が長期に渡れば、知事に対し不服審査の申し立てをする見解を明らかにした。<sup>(65)</sup> 在沖自衛隊も、①法令に照らせば那覇市の停止措置は明らかに違法、②自衛隊としてはとうぶん静観する、③停止措置が長期にわたり、事実上拒

否と同じ結果を生じる場合には自治省と協議し、所要の処置をとる、との統一見解を出した。<sup>(66)</sup>

又吉地連所長はこの頃、保守系の地元有力者に対して県や市当局に働きかけることを要請した。それらを通じて又吉の手元に集まった情報は、①住民登録拒否は市長の本心ではなく組合の突き上げによる、②現地のみ解決は困難で中央の指導が必要、③自衛隊のPRが不足している、④本件は長引く恐れ大である、というものであった。<sup>(67)</sup>

自治省は、自衛隊員の住民登録拒否は憲法違反で法律にも反するという見解を示したものの、<sup>(68)</sup>那覇市の住民登録拒否の手法は本土の革新自治体にも波及し、立川市や横浜市もこれを採用する方針を示した。<sup>(69)</sup>この事態を重く見た自治省は二三日、屋良知事に対し、住民登録受付拒否の是正を図るために最善の措置をとるよう通達した。<sup>(70)</sup>平良はこの知らせを受けて、「県民の自衛隊反対運動の意思を無視しておきながら、一方的に国の通達を出すとは何事か。中央の押しつけがましい行為は絶対許せない」と激怒した。<sup>(71)</sup>

しかし知事の屋良は、那覇市は登録を拒否しているわけではなく、行政権限とのかね合いで受け付けることへの疑問を解明している段階である、との判断から、①市の固有事務に直ちに介入することは市町村の自治育成の立場から得策と言えない、②県の介入が自衛隊問題に対する県民感情を刺激し、混乱を助長することにもなりかねない、とし、那覇市の結論が出た段階で初めて県の考え方を述べたいとして、那覇市への積極的な介入を避けた。<sup>(72)</sup>屋良は日記で「いやな事だ。この様な事にのみ悩

まされ心安ます暇もなく誠に残念である」と心情を吐露した。<sup>(73)</sup>

元来屋良は、「予算や諸問題の折衝で、直接、接触しなければならぬ政府と、自衛隊問題で真つ向から対決したくない」と考えていたとされる。<sup>(74)</sup>そのような考えを持っていた彼は、一月一九日の議会一般質問では、自民党の平良哲、大城真順の質問に対し、「自衛官といえども住民として不自由をかけないよう那覇市長に助言している」と那覇市の住民登録拒否を否定的に見ているととれる発言もしている。<sup>(75)</sup>

年が明けて七三年一月四日、平良市長は「両大臣（江崎真澄自治相、増原恵吉防衛庁長官）との話し合いで政治的に登録問題の終止符を打ちたい」と語り、事態の收拾へ動き出したかに見えた。<sup>(76)</sup>平良は翌五日付で自治省に「住民基本台帳法による住民登録事務の取り扱いについて」を、防衛庁に「自衛隊配備のご再考に関する要請書」をそれぞれ照会・提出している。<sup>(77)</sup>

八日に行われた平良と両大臣との話し合いでは解決の糸口を見いだせず、一三日に全国革新市長会基地対策委員会から総理大臣、外務大臣、自治大臣、防衛長官へ提出された要請書に対する政府回答（一七日付）に、平良は「自衛隊員の人權問題が全面化されているが、県民の感情についてはなんら掘り下げて検討もされていない」、「納得のできるものではなく非常に不満」とコメントした。<sup>(80)</sup>

また、五日付で提出した「住民基本台帳法による住民登録事務の取り扱いについて」及び「自衛隊配備のご再考に関する要請書」への政府回答も、一七日付で知事の屋良から平良へと届けられた。<sup>(81)</sup>そ

の内容は、自衛隊の住民登録上の取り扱い、市の区域内に住所を有する者は住民であり、自衛官の住所の認定については、昭和四三年三月二六日付の住民基本台帳に関する質疑応答集第一問（自衛隊の隊員の住所の認定）を参照すること、というものであった。<sup>(82)</sup> 増原防衛庁長官名義の回答文書では、自衛隊の配備については、沖縄県民が戦争につながるものを強く否定するのは理解するが、「今日の自衛隊は、侵略の未然防止と専守防衛に徹するものであつて決して戦争につながるようなものではなく、また平時においては、災害派遣輸送、土木工事などの民生協力をおこなうものである」とした。ただし、同文書には将来の問題として、「積極的に米軍基地の整理縮小の努力を行い、その結果適切な場所が得られるならば、その時点において部隊の配置について改めて検討することにはやぶさかではない」との文も付されていた。<sup>(83)</sup>

二月三日に平良は「自治の本質について問題提起をするなどの成果はあつた。しかし、行政執行上、これ以上の抵抗には限界がある」、「反戦平和、自衛隊反対の態度は不変だが、隊員の人權、家族の市民権、教育を受ける権利は否定することができない」、沖縄が歴史的に差別されてきたとの理由で、「私たちが逆に本土から来た自衛隊に差別を強制しては困ると思う」として、近く登録手続きを再開することを発表した。<sup>(84)</sup> ただし、住民登録を再開しても自衛隊の沖縄配備に反対する姿勢に変わりはないとした。

革新政党からは、「この段階までくれば平良市長の措置もやむをえない」との声が強まり、革新団

体は行政レベル先行ではなく大衆闘争の先行した形態を目指す方針を決めた。自民党側からは、自衛官の住民登録拒否は特にその子弟に対する影響が大きく、人権等の問題となっていたことなどから、「那覇市長の今度の措置は至極当然のことで、むしろ遅きに失した」とのコメントが出された。<sup>(86)</sup>ここに、約二か月にわたった那覇市の住民登録拒否問題は終結を迎えた。

五日に行われた那覇市当局と革新政党、革新団体との懇談会で平良市長は、自衛隊基地に市の行政権が及ぶと自治省、防衛庁が明示し、都市周辺の密集地帯の基地は縮小、撤去したいという意向を政府が見せたことを成果としつつも、「県民の自衛隊配備反対の意思にもかかわらず、国策として沖縄の自衛隊配備が強行される中で、配備中止をこれ以上要求しても無理」、「自衛隊員の人権、学童の問題など世論が逆な方向に行き、反自衛隊闘争にマイナスに作用する面が出る可能性がある」ためであると説明した。<sup>(86)</sup>

ここで注目すべきは、革新側でも、反自衛隊闘争が逆に自衛隊に対する同情の世論を高めることを危惧していたことである。実際、七三年一月下旬には、沖縄県教職員組合中部支部婦人部が、他の一般市民の子供が自衛隊に感化されることや、自衛隊配備そのものを認めたことになる、という理由から自衛隊員の子弟就学を拒否する態度を示したことにに対し、沖教組書記長の福地廣昭は、「教育者が子供の教育を受ける権利をなく奪することはできない」、「自衛隊反対とは別問題だ。自衛隊員の子供の受け入れを拒否すれば県民の反感をかい、自衛隊反対闘争は孤立してしまう」として、同婦人部の

方針を組み入れる考えはないことを示した。<sup>(87)</sup> 福地の発言は、革新側が、世論を重視していたことの一つのあらわれと見ることができる。知事の屋良も日記で、自衛隊員の子弟就学拒否が起こったことに對して「こんな馬鹿げたことは絶対許されない」と憤慨した。<sup>(88)</sup>

また、この頃行われた衆議院本会議でも、自衛官の住民登録を拒否することは、人権侵害に当たるとではないか、という議論がなされた。代表質問に立った自民党政調会長の倉石忠雄は、「自衛隊員に対する住民登録の受け付け拒否は憲法の保障する基本的人権に対する侵害だ。このような卑劣なやり方に断固たる措置を取るべきではないか」と田中角栄首相に詰め寄った。これに對し田中は、「憲法で保証されている基本的人権にかかわる重要問題である。こんなことは行われてはいけない。こういうことをして基本的人権を論ずるのはおかしい」と答弁した。田中は続けて、政府は、この問題を地方自治の基盤をも脅かす重大な問題であると考えており、速やかな事態の解決のため、努力をしていく、という姿勢を見せた。<sup>(89)</sup> 自衛官の住民登録拒否は、国政のレベルでも人権侵害にあたる可能性があると見られていたのである。

住民登録受付は二月一七日に再開され、当日那覇市では二一人が登録を済ませた。「過激派学生」約二〇人が小禄支所に押し寄せてデモを行う事態はあったが、前日までに平良が市職労や民主団体を説得していたため、組織的な実力阻止によるトラブルはなかった。<sup>(90)</sup>

桑江良逢はこの住民登録拒否問題を、「一般県民に、自衛隊に対する関心をたかめ、『自衛隊とは一

体どういふものか、旧日本軍とどう違うか、あるいは米軍と何が違うのか』といったような認識を深めたことは事実である」と総括している<sup>(91)</sup>。航空自衛隊初代南西航空混成団指令の山田隆二は「沖繩の反自衛隊闘争の頂点」と位置付けた<sup>(92)</sup>。また、防衛庁長官官房によつて発行されている『広報アンテナ』ではこの事件を、「自衛隊員に対する不当な圧迫は、国民の支持を受けることができないものであることを示したものと見えよう」としている<sup>(93)</sup>。

以上から、それぞれニュアンスは異なるものの、この出来事が沖繩の自衛隊にとって一つの分岐点であつたことが読み取れる。桑江は、回顧録で以下のように振り返る。このような反対運動に対して沖繩の自衛隊が、「相手が理不尽なことをしたからといって、その仕返しに、こちらも理不尽なことをするというのでは、まるでヤクザの喧嘩と同じではないか。自衛隊はもっと高い次元で、ものを考えるべきだ」<sup>(94)</sup>。沖繩の自衛隊はこの考えを基に、黙々と任務をこなし、時間がたてば理解されるという態度を取った<sup>(95)</sup>。

他方で、平良市長は、「隊員個人には被害をあたえないように」と指示を与え<sup>(96)</sup>、登録再開に際しても、反自衛隊闘争が逆に自衛隊に対する同情の世論を高めることを危惧していた。人権侵害という印象を与えた可能性があるという点では革新側の失点であり、だからこそ、平良は自衛官の住民登録を再開する決定をしたといえる。この問題では、後述の自衛官募集とは異なり、自衛官は「軍人」ではなく、「住人」としての側面が浮かび上がることになった。

那覇市の住民登録受付は再開されたものの、自衛隊の沖縄配備に反対する姿勢は変わらないとした平良の言葉通り、三月には自衛隊那覇基地内で進行中の建築工事が建築基準法違反だとして、防衛施設庁及び沖縄開発庁長官に善処を求めるなど、その後も那覇市は反自衛隊運動を継続していった。平良が自衛隊への反対を継続したのは、「これがかつて日本ファシズムとその軍隊による戦争で破壊された都市の主権者である市民にこたえる道である」と信じていたからであった。<sup>(98)</sup>

### 自衛官募集業務拒否

那覇市の住民登録拒否問題が進展していた七二年八月一九日、沖縄県革新市町村会（会長・平良那覇市長）が開かれ、一四の市町村の首長が出席した。席上、「自衛隊は軍隊であって明らかに憲法違反」でありその存在が許せないことから、自衛官募集業務については一切拒否することを申し合わせた。また近く、防衛施設庁に対して自衛官募集業務に関する国の委任事務をさせるなという要望書を送るとともに、屋良知事に対しても同一步調を取るように働きかけることにした。<sup>(99)</sup>

防衛庁は、革新市町村会がこのような態度を示したことに對して配慮し、「自衛隊そのものに対する認識が県民間に十分ゆきわたっていない現段階で、募集業務だけを先行させることはかえって県民感情を刺激することになりかねない」として、当分募集業務の委託を控える方針を示した。<sup>(100)</sup>

自民党沖縄県連の大田幹事長は市町村会に対し、「無謀な態度」、「自衛隊存置の立場の相違はある

にしても、国会で法律が決定されたことに對し、市町村長がこれを拒否することは義務をおこたり職責に反するものだ」と批判し、自衛官を志望するのは国民の權利で革新市町村会の業務拒否は憲法二二条に謳われた「職業選択の自由」に反するといふ談話を發表した。<sup>(四)</sup>

自衛隊那覇地方連絡部は『琉球新報』のインタビューに對し、この反発を「当然予想されたこと」と答えたが、「このような強い態度決定は本土では見られないだけに驚いている」と沖縄の反自衛隊感情の根強さに改めて衝撃を受けていた。ただ、「自衛隊関係者は県当局が隊員募集に協力してもらへるよう理解していただくまで地道に誠意を尽くして努力していく」とし、特に「屋良知事を苦しい立場に置くことは極力控えたい」と屋良に對する配慮を見せた。また、革新市町村長会加盟以外の市町村にだけ隊員募集の協力をお願いするのはかえつて逆効果になるので、そこまでは考えていないと述べた。<sup>(四)</sup>

二二日に行われた沖縄県市長会（会長・平良那覇市長）には那覇、浦添、宜野湾、コザ、名護、平良の六市が出席し、自衛隊配備に反対し、自衛官募集委任事務も拒否することを申し入れた。なお、糸満、具志川、石川の保守系市長は当初から議題に挙げるべきでないとして反発し、会議をボイコットした。<sup>(四)</sup>

このような中、日本本土で起こった自衛隊に関する事件が、沖縄県内における自衛官募集業務拒否問題に影響した。七三年九月七日に、札幌地裁が初めて自衛隊を違憲とする判決を下した、「長沼裁

判」である。<sup>(10)</sup>

屋良知事は反戦平和を希求する沖縄県民の信条に反し、米軍基地が存続し、自衛隊が配備されている実情にかんがみ、この判決を「歴史的判決であり、こんごの反戦平和運動にも重要な意味をもつものであると思う」と位置づけ、国に対しては「この反省のうえに立つて米軍基地はもとより、自衛隊の配備について真剣に再考してほしいと考える」という談話を発表した。<sup>(10)</sup> 屋良は日記にも、「裁判で自衛隊の憲法違反を率直に判決を宣言したことは裁判史上始めての事特筆に値する」と記した。<sup>(10)</sup>

沖縄の自衛隊では、「判決そのものより、判決で生じる世論が怖い」と語る佐官クラスの隊員もいた。陸上自衛隊第一混成団長の鬼沢薫陸将補は、「今回の判決は理解しがたい。上級裁判所による合憲の判決を確信しているので別に心配していない」と述べた。<sup>(10)</sup> 山田隆二空将補は、『琉球新報』の取材に対し、沖縄に配備されている自衛隊の一線指揮官としてどう思うか、という問いに対しては「航空自衛隊について言えば、防空任務だけで、せいじっぱい。とても空軍とは言えない。旧軍の戦力にも及ばないので、やはり自衛隊は自衛隊」と述べた上で、今後の沖縄の反自衛隊運動については以下のように続けた。「沖縄の反自衛隊運動は住民登録拒否運動以降、静かになっている。自衛隊の急患輸送活動などが住民に理解されたおかげだと思う。今後も沖縄の特殊事情を隊員一人一人に理解させ、行動で自衛隊を理解してもらおう」。<sup>(10)</sup>

地方自治法一四八条と自衛隊法九七条で、自衛隊員募集事務の一部委任を都道府県知事、市町村長

が行うことを明記していることから、復帰後に県に対して再三自衛隊側から隊員募集の委託業務申し入れがされてきていたが、県側は反自衛隊の立場と県民感情を考慮し、その都度申し入れを断っていた。県担当部局の担当者は『沖縄タイムス』に以下のように語った。「これまでは法に明記された地方自治体の業務ということで政府が強い立場に出れば県としてはどうしようもないむずかしい面もあったが、長沼判決を背景にした全国的な世論の動きもあり、その意味で県の拒否もこれまで以上にやりやすくなった」。政府も政治的に強硬措置に出られない状況になったものと思う<sup>(10)</sup>。

実際、その後も屋良県政とその後継の平良幸市県政は、反自衛隊の立場を継続し、自衛官の募集業務を沖縄県が担うことはなかった。これを県が担うには西銘順治保守県政の誕生を待たねばならなかった。長沼違憲判決は、沖縄県の反自衛隊の立場を強化する効果を持っていた。

### 第三章 支持要因としての民生協力と災害派遣

自衛隊が旧日本軍とは異なる性格のものである、ということ沖縄の人々に浸透させるための糸口となったのは、民生協力や災害派遣である。

自衛隊の民生協力や災害派遣は、池田勇人政権下の六一年に策定された第二次防衛力整備計画（二次防）で「国土、国民に密着した防衛力とするため、災害救護、公共事業への協力等民生協力面の施策および騒音防止対策を重視するものとする」という第一次防衛力整備計画（一次防）にはなかった

項目が付け加えられたことが示すように、自衛隊を国民の間に定着させていく方法として、既に自衛隊の任務の中でも重視されていた。<sup>(10)</sup>

このような民生協力や災害派遣は、返還後に自衛隊が配備された沖縄においても重視され、沖縄という地の持つ特殊性（多くの離島の存在、数多くの不発弾、遺骨収集など）も手伝い、自衛隊という存在が旧日本軍とは異なるものであることを沖縄の人々に知らしめる大きな契機となった。

### 大東島への食糧輸送

七二年七月下旬、沖縄を襲った台風七号の影響で、離島では食糧が底をつくところが出始めた。沖縄県は二六日に地元からの要請により、屋良知事は自衛隊機を使用して、南大東島、北大東島の両島に米六・二トンを緊急輸送することを決定した。これは、自衛隊機が県の要請により沖縄において初めて民生協力の形で出動する出来事であった。<sup>(11)</sup>

屋良はこの措置について、「自衛隊反対は私の公約であり、同機の出動要請は非常に矛盾に満ちたものだが、人命にかかわる問題であり、理屈だけでは割り切れない面がある」、「自衛隊に対する県民感情もよく分かっているが同時に離島苦解消も私の公約であり、この際、やむを得ないと判断した」と述べた。なお、この措置は革新与党とは相談せず、屋良個人の判断で行ったという。<sup>(12)</sup> 屋良の決定に対し、復帰協などの団体は直ちに県に抗議を行った。仲宗根悟事務局長は「二・四ゼネスト回避以上

のショックを受けた」と語った。<sup>(13)</sup>

県議会において、革新与党は、「自衛隊反対の立場からすれば好ましくないが、こんどの場合、人命にかかわる緊急事態であり、行政執行者としてやむを得ない措置であった」と受け止めた。一方、野党自民党は、「自衛隊の価値を屋良知事が認めた措置であり、これまでの反自衛隊の主張と矛盾する」として、革新県政を揺さぶる格好の材料として次の定例議会での問題を取り上げ、自衛隊配備反対の方針転換を迫る構えを見せた。<sup>(14)</sup>

社大党の知花英夫政審会長はこの問題に対し、屋良と同じく、人命に関わる緊急事態であり、他に方法がなかった以上やむを得ないとした上で、「自衛隊に頼らざるをえないような状態にしてきた自民党政府のやり方に怒りを覚える」として、別の緊急事態対応策を確立することを国に迫っていく姿勢を見せた。<sup>(15)</sup>

防衛庁は、反自衛隊を掲げて知事の座についた屋良から自衛隊に正式に支援要請があり、自衛隊が協力できたことは、〃地元」に役立つ自衛隊」という平和イメージの売り込みと自衛隊反対の空気を和らげる力になるとして、無事に任務を果たしたことを喜んだ。防衛庁内局からは、「こんどの部隊の動きで、沖縄の人たちの自衛隊を見る目が変わってくるのではないかと思う。こんど、このような形で地元の人たちの間に自衛隊をとけこませたい」と意気込む声もあった。<sup>(16)</sup>

自らの公約との齟齬を指摘された屋良は、施政方針演説に改めて自衛隊についての方針を盛り込む

こととし、八月二日に召集された定例県議会において「反戦平和の立場から引き続き自衛隊配備に反対の態度を示していきたい」と強調した。<sup>(17)</sup>大東島への食糧輸送は、後述するように、県による災害派遣要請を出しにくくなることにも繋がった。

### 不発弾処理

不発弾の処理は、復帰前は県警が米軍に通報して米軍が処理、復帰後は県警が自衛隊に通報し、さらに米軍へと連絡をするルートで処理されていた。ところが、米軍は七二年九月一六日以降、不発弾処理場に空きがないことを理由に、県側依頼の不発弾処理を取りやめた。県警は処理能力を持たないため、頼みの綱は自衛隊であった。<sup>(18)</sup>

しかし、自衛隊も火薬処理場がないため、当初は処理を行っていなかった。<sup>(19)</sup>県は反自衛隊の立場から国の責任で処理すべきだとしていたが、一月一日、県庁と総合事務局、自衛隊、県警の間で処理をめぐっての話し合いが行われ、自衛隊が処理することが決まった。<sup>(20)</sup>処理先については日本本土で発見された不発弾と同様、土佐沖に海中投棄することになった。<sup>(21)</sup>さらに七三年四月には、県と政府、自衛隊、米軍の四者間で不発弾は基本的に海中投棄すること、危険な不発弾の処理にあたっては米軍の読谷弾薬処理場を自衛隊が共同使用することなどに合意した。<sup>(22)</sup>

七四年三月に那覇市内小禄で起こった不発弾爆発事故以後、<sup>(23)</sup>県民の不発弾、特に埋没不発弾に対す

る不安と関心は急速に高まった<sup>(14)</sup>。国や県も本腰を入れて不発弾問題に対処するようになり、沖縄県不発弾等対策協議会が設置された。自衛隊側もこの事故後、第一混成団の指揮下に特別不発弾処理隊を新設し、処理能力を強化するとともに、県と共同して、埋没不発弾の探査発掘処理も実施することになった<sup>(15)</sup>。

それ以降、不発弾処理は沖縄の自衛隊の民生協力の中心となっていく。沖縄の自衛隊は、一九七二年から二〇一八年まで年間最少三九三件（七二年度）、最大一六三九件（七九年度）、トン数にして年間最少一六トン（七二年度）、最大八一トン（八一年度）で、合計して四六年間で三七四八二件（全国の三三・三％）、一八〇五・七トン（全国の一・四％）の不発弾を処理した<sup>(16)</sup>。

### 急患輸送

沖縄の離島には無医村が多く、急病人が発生すると、那覇周辺の病院に緊急輸送しなければならなかった。返還前、米軍は民生安定のためにこの急患輸送には力を入れていたが、自衛隊は復帰後にその業務を災害派遣の形で引き継ぐことになった。

ところが、自衛隊法第八三条は災害派遣要請手続きについて、都道府県知事その他政令で定める者の正式な出動要請を受けて初めて自衛隊は出動できると定めており、県が反自衛隊の立場にある沖縄では、先述の大東島への食糧輸送以後の混乱もあり、なかなか正式な出動要請が出なかった<sup>(17)</sup>。しか

し、復帰から半年後頃になると、県警と連絡を取り合い、県警から要請があれば航空機を飛ばすこととした。つまり、自衛隊は正式な災害派遣要請がないまま災害派遣を行うようになったのである。<sup>(18)</sup>

正式要請がないまま進められた急患輸送であるが、要請は年々増えていき、七二年度には二七件だった要請が翌年には一三四件、復帰から五年たった七七年には一七〇件になり、近年も年間約二〇〇件の空輸を実施している。<sup>(19)</sup>

ただし、正式な災害派遣要請のない状態が継続したわけではなかった。自衛隊が防災会議の構成メンバーとなる防災会議設置条例案<sup>(20)</sup>が、革新与党内からの反発にもかかわらず、七三年七月一日の定例県議会で三三対一〇の賛成多数で原案通り可決され、沖縄県内における自衛隊の災害援助活動は制度化された。<sup>(21)</sup>

県側は一〇日に行われた総務委員会で、「県民の生命、財産、身体を保護する意味から現にあるものを活用するのはやむを得ない。戦争の悲惨な体験からして、政治的には自衛隊に反対だが、行政の執行をするという現実から同一に論ずべきものとは思わず、したがって反自衛隊という基本姿勢には変わりない」と説明し、政治と行政を分ける考えを示していた。<sup>(22)</sup>南大東島の食糧輸送の際と似た論理であり、反自衛隊の立場と民生上の必要との間で県が板挟みになっていることが読み取れる。

自衛隊側からは同条例の成立について、鮫島臨時第一混成団準備本部広報部員は『琉球新報』の取材に対し、「正直いつてこれまでは民生活動も反自衛隊ムードの中でやりず<sup>ママ</sup>らかった。今後は防災活

動や人命救助など実際活動がスムーズにいく、という期待が持てる」と述べた。<sup>(13)</sup>

一月になると県側も県営飛行場の使用や災害派遣手続きで妥協し、それ以降は県知事名で正式な災害派遣要請が提出されるようになった。<sup>(14)</sup>

### その他の民生協力

この他にも、自衛隊は海難救助や敷地造成、離島のヘリポート拡張などの土木工事といった様々な民生協力に取り組んだ。<sup>(15)</sup>これらの民生協力は他都道府県でも行われているが、民生協力の中でも、沖縄現地の情勢に合うものとして挙げられるのは、遺骨収集とオニヒトデの駆除である。

遺骨収集については、厚生省が主催するもののほか、民間有志団体でも行われていたが、自衛隊は厚生省が主催する遺骨収集作業に、支援隊を編成して参加した。主な支援内容は、不発弾処理、ガス検知処理、通信支援などである。直接の遺骨収集作業は厚生省側が雇用した作業員が実施する建前になっているが、落盤の危険が予想される場所での作業などの困難な場面では自衛隊員が率先して作業を行った。<sup>(16)</sup>沖縄において、自衛隊が行った遺骨収集は、七七年四月時点で約一七〇〇柱にのぼった。<sup>(17)</sup>

オニヒトデ駆除については、オニヒトデがサンゴを食べてサンゴ礁が荒らされることから、自治体などから依頼がされたという。自衛隊は隊内の同好者で結成されるスキндаイビングクラブを動員したり、水泳訓練を兼ねる形でこれに対処したりした。<sup>(18)</sup>

これらの民生協力や災害派遣は、沖縄の人々にとって旧軍とは違う組織としての側面を認識させることになった。復帰から一〇か月後の七三年三月に『毎日新聞』が沖縄で行った世論調査では、「自衛隊の沖縄配備についてどう思うか」という質問に対し、「治安維持や災害援助に備えて必要最低限の隊員を配置する必要がある」が三八%で、一五%であった「防衛上置く必要がある」を上回る結果となった。<sup>(10)</sup> 復帰から約一年が経過した七三年五月に『読売新聞』が行った世論調査でも、自衛隊配備に賛成する理由で「民生協力」は四五・四%で、二七・五%であった「国の守りが安全」を上回った。<sup>(11)</sup>

これまでの整理から、戦前に地上戦の舞台となり、県民の軍隊へ対する反感が強い沖縄においても、本土と同様、災害派遣や民生協力は県民の中で自衛隊に対する一定の理解を得るのに少なからぬ役割を果たしていたと考えられる。<sup>(12)</sup>

### 自衛隊を擁護する「保守」勢力

先述のように、「時間がたてば理解される」という態度で大きく反論をしない自衛隊に対し、政治的な議論の場で自衛隊を擁護し、自衛隊反対運動に反論する役割を行ったのは議会の「保守」勢力であった。<sup>(13)</sup>

沖縄返還後、自衛隊は重要な争点の一つとみなされていた。例えば、復帰に伴い選挙までのみなし知事となっていた、最後の行政主席で革新共闘候補の屋良朝苗と、第三代行政主席で自民党候補の大

田政作という二人の行政主席経験者によって争われた復帰後初の知事選挙では、最大の争点は基地問題をめぐる日米安保及び自衛隊配備の是非論と、円・ドル交換に伴う物価問題に絞られた。<sup>(14)</sup>

この選挙で、革新側は基地の整理、縮小、撤去を強く要求し、反安保の立場から自衛隊については沖縄県配備、沖縄基地の肩がわりによる「日米軍隊の共存」に反対するとした。一方、自民党は、「非核専守防衛によりわが国が平和と安全を維持し、その存立を全うするため自衛隊を沖縄に配備することは至極当然としなければならない」と反論した。そのうえで、「台風常襲地帯ともいえる沖縄においては、災害救助、防災活動建設という自衛隊法による特別な使命もその重要な役割」と位置付けた。そして基地については、「その性格は本土並みであるが密度が高く今後の発展の障害となるので、引き続きその縮小整理を行わしめ」、特に那覇市周辺の基地で都市開発のブレーキとなっているものは、「早急に整理させる」と掲げた。<sup>(15)</sup>

このように、革新側が反安保の立場から自衛隊の沖縄配備に反対をする一方、自民党は、日本という国家に復帰したことから自衛隊の配備が実施されるのは当然のことと考え、災害・防災など民生協力の立場からも自衛隊配備の必要性を唱えた。このような自民党の自衛隊と対応する姿勢は、その後も継続していくことになる。例えば、一九七二年に行われた衆議院議員総選挙でも、国と国との接点にある沖縄にとって自衛隊配備は重要であり、離島が多いことから災害救援活動の恩恵を受ける住民にとって心から歓迎すべき、との態度を取った。<sup>(16)</sup>だが、知事が屋良、平良幸市と革新首長が継続す

る中で、自民党は県議会でも過半数を制することができず、その活動には限界があった。<sup>(17)</sup>

### おわりに——「受け入れられて」いく自衛隊

ここまで、県政や、県議会、革新自治体、自衛隊の活動を通してなぜ沖縄において自衛隊は受け入れられていったのかについて考察してきた。

復帰に伴い沖縄に配備された自衛隊は、旧日本軍と同一視され、住民登録拒否運動などの激しい反対運動にあった。<sup>(18)</sup>しかし、これらの反対運動があつたにもかかわらず、沖縄において自衛隊に対する肯定的な評価は、年々上昇していった。

『琉球新報』が七四年に行つた世論調査からは、沖縄において、既に自衛隊を容認する傾向がみえる。この調査では、自衛隊について「現在の規模で増やさない」＋「もっと増強すべきだ」が四〇・三%、「撤去すべきだ」が二九・七%と、肯定的な評価が約一〇%上回っている。<sup>(19)</sup>七五年のNHKによる世論調査でも、沖縄の自衛隊配備は「必要」＋「やむを得ない」という答えが四七%、「必要でない」＋「危険である」が三六%と、肯定的な評価が否定的評価を一〇%以上上回る。<sup>(20)</sup>七六年に『琉球新報』が行つた調査でも、この傾向は継続し、自衛隊は「常駐してもよい」＋「もっと増強すべきだ」が四〇%で、「撤退すべきだ」二四%を大幅に上回る結果となつた。<sup>(21)</sup>NHKによる世論調査

では、これ以降、沖縄における自衛隊に対する肯定的評価は、九二年の調査まで、上昇傾向にあり続けた。<sup>(12)</sup>

日本の国内社会では七三年を境に、反軍主義が徐々に弱まっていくとともに、日米同盟や自衛隊に対する肯定論が強まっていき、七五年にはその方向性は決定的なものになるとされるが、沖縄における自衛隊への評価も、七五年前後を境に肯定的な評価へと変化する傾向がみられるのである。<sup>(13)</sup>

このように自衛隊への肯定的評価が上昇していったことには、安全保障上の要請というよりは、自衛隊が災害派遣や民生協力を行ったことで、住民の中で一定の支持を得ることができたことが寄与したと考える。また、自衛隊反対運動の中でも特に那覇市の住民登録拒否問題が、自衛官に対する人権侵害ととられかねなかった点は、革新勢力の失点であった。このような反対運動に対し、自衛隊側が過度な反発をせず、時間がたてば理解されるという態度を取ったことも、旧日本軍と違う、という印象をもたらし、自衛隊の容認へとつながった。また、沖縄の自民党は、自衛隊は合憲であり、その配備が実施されるのは日本に復帰したことに沖縄の地理的条件からも当然のことであり、災害・防災など民生協力の立場からも自衛隊配備が必要であるという姿勢を見せ、沖縄県内における自衛隊の擁護者としての役割を担った。

自衛隊が沖縄の社会に受け入れられたことを表す事象として、沖縄に赴任した本土出身の自衛官による、地元沖縄出身の女性との結婚の事例が増加したことが挙げられる。七二年一〇月から始まった

本格配備から七四年五月一〇日までに、沖縄県出身女性と結婚した航空自衛隊隊員が三人（うち県出身隊員四人）、陸上自衛隊は一人（県出身、本土出身の数は半々の七人ずつ。七四年一月時点調べ）いた。航空自衛隊広報課が、一年半余で二三人が結婚という数字について、「本土の基地ではちよつと見られない」、「他県ではみられない現象」と驚きを持つてみるほどであった。<sup>(16)</sup>

第一混成団団長を務めた桑江良逢は、七六年八月二日の退任挨拶の際、「沖縄県民の自衛隊に対する感情は、自衛隊を知らないために生じたものであると思う」としたうえで、「県民の自衛隊に対する理解度は、本土に比べて非常に早い。着任当初の予想では、現在のような状況を迎えるには五、六年かかると思っていた」と語っている。<sup>(16)</sup> 当事者、それも沖縄出身の自衛官の予想を覆すペースで、沖縄県民の中に自衛隊は浸透していったのである。

ただし、世論調査では自衛隊への肯定的評価が上昇していった一方で、実際の県政や市政では、隊員の住民登録こそされるようになったものの、長沼裁判の影響もあり、屋良、平良両革新県政期においては、自衛官の募集業務を沖縄県が担うことはなかった。加えて、国体への運営協力の道は閉ざされ、選手としての参加も七七年まではできず、自衛隊に対する制約は継続していった。これら県政や市政の場で、自衛隊が沖縄県に「受け入れられて」いくには、七八年の西銘順治保守県政の誕生を待たねばならなかった。<sup>(17)</sup>

## 【注】

- (1) 『琉球新報』一九七一年七月一日。
- (2) 『朝日新聞』一九七一年九月二七日。
- (3) 沖縄県知事公室地域安全政策課「平成二七年度 地域安全保障に関する県民意識調査」(二〇一六年)二二頁。
- (4) 小山高司「沖縄の施政権返還に伴う沖縄への自衛隊配備をめぐる動き」『防衛研究所紀要』第二〇巻第一号(二〇一七年)、成田千尋「沖縄返還と自衛隊配備」『同時代史研究』第一〇号(二〇一七年)、同「沖縄返還と東アジア冷戦体制——琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容」(人文書院、二〇二〇年)。その他に、小林伸嘉「日本による沖縄局地防衛責務の引受け——『大陸防空』と沖縄の防空体制の連動——」(『軍事史学』第一九三号、二〇一三年)、軽部謙介「日銀から見た沖縄返還と通貨交換——自衛隊利用、中央省庁の対応などを中心に」(『歴史と民族三四 神奈川大学日本常民文化研究所論集三四』、二〇一八年)も、沖縄返還以前における自衛隊を扱った研究として挙げることができる。
- (5) 詳細な先行研究の検討と、沖縄返還前における防衛庁・自衛隊と沖縄「保守」勢力の取り組みについては、小口晃平「沖縄返還以前の防衛庁・自衛隊と沖縄『保守』勢力 一九六八—一九七二」(『法学研究』第五二号、二〇二二年)を参照。
- (6) 櫻澤誠によれば、「二〇年の空白」とは、復帰前後から一九九五年の米兵少女暴行事件までの約二〇年間の

研究史上の空白となっていることを指す（櫻澤誠「戦後沖縄政治史の再検討」〔『歴史科学』第二二三号、二〇一八年）二―三頁〕。野添文彬も、「沖縄返還から一九九〇年代までの間の時期の沖縄米軍基地についての歴史は、これまで研究史上の『空白』となっていたといえよう」と指摘している（野添文彬『沖縄返還後の日米安保』（吉川弘文館、二〇一六年）五頁）。

- (7) 『沖縄タイムス』一九七二年五月一日、『琉球新報』一九七二年五月一日。自民党沖縄県連政調会長の大田昌知は、同日の『沖縄タイムス』紙上で行われた政党座談会において、自衛隊や基地については「国内的、国内的、県民的な立場から取り上げるべき」としたうえで、「沖縄に自衛隊が配備されるのは国の安全をより確保するものであれば配備は当然」だが、「県民福祉を阻害するものであつてはならない」ので、阻害しない範囲で配備をすべき、との立場を示していた。

- (8) 『朝日新聞』一九七二年五月一日夕刊、『読売新聞』一九七二年五月一日夕刊。

- (9) 正式名称は「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」（昭和四十六年法律第一三二号）。軍用地並びに米国が施政権者として道路、水道施設及び電力施設等の公の目的のため使用してきた土地又は工作物のうち、返還後も引き続き国、沖縄県、沖縄電力株式会社などが公用地等として使用する必要があるものについては、五年を超えない範囲内において使用権原を取得するまでの間使用することができる旨が定められている（防衛省・自衛隊『防衛施設庁史』（防衛省、二〇〇七年）一〇五―一〇七頁）。

- (10) 同右、一〇五―一〇七頁。本来、所有者と契約の合意が得られない土地のうち、米軍の用に供する土地につ

いては「駐留軍用地特措法」（昭和二七年法律第一四〇号）、自衛隊の用に供される土地については「土地収用法」（昭和二六年法律第二一九号）により、それぞれ公用使用することが法制度上認められているが、沖縄においては、第二次世界大戦による破壊又は米軍の行為によって、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、昭和五二年当時においても各筆の土地の位置境界が不明である地域が広範かつ大規模に存在しており、このような地域内の土地については現地に即して位置境界が特定できないため、駐留軍用地特措法又は土地収用法の手続を適用することは不可能であった（同、一〇七頁）。

（11）『読売新聞』一九七二年五月一六日。

（12）『琉球新報』一九七二年五月一九日。ただし、県民の「反軍感情」に対し、「自衛隊の『沖縄派兵』の仕方はいかにも強引という印象を免れない」として自衛隊の沖縄配備の方法については疑問視している（『琉球新報』一九七二年五月二一日）。

（13）『琉球新報』一九七二年五月一五日。

（14）『琉球新報』一九七二年五月一六日。

（15）『朝日新聞』一九七二年九月三〇日夕刊。

（16）『琉球新報』一九七二年一〇月一日。

（17）『読売新聞』一九七二年一〇月七日、桑江良逢『幾山河 沖縄自衛隊』（原書房、一九八二年）四一～四七頁。桑江はこの日を、「私にとって終生忘れることのできない日である」と振り返っている（同、四一頁）。

(18) 作成者不明「自衛隊の沖縄配備計画と問題点」昭和四十六年九月六日（戦後外交記録「沖縄関係15」2011-0609, 外務省外交史料館所蔵）

(19) 桑江『幾山河』四五頁。

(20) 『読売新聞』一九七二年一〇月七日、『琉球新報』一九七二年一〇月七日。

(21) 桑江『幾山河』四五頁。

(22) 同上、四五頁、『朝日新聞』一九八二年五月二八日。

(23) 『琉球新報』一九七二年一〇月一日。内局の幹部が沖縄を訪問した際、地元の自衛隊歓迎派から「歓迎日本軍」の横断幕を掲げられたという。

(24) 『琉球新報』一九七二年一〇月一日。

(25) 『琉球新報』一九七三年一月二五日。

(26) 『読売新聞』一九七三年三月二三日。嘉陽宗儀高教組書記長は、「自衛隊の強硬配備を進める政府が大会を政治的に利用しようとする危険な側面は無視できない」とコメントした。

(27) 『読売新聞』一九七三年三月三一日。

(28) 『朝日新聞』一九七三年四月二一日、『読売新聞』一九七三年四月二一日。

(29) 『読売新聞』一九七三年四月二四日。

(30) 『朝日新聞』一九七三年四月二四日夕刊。

(31) 『朝日新聞』一九七三年四月二十九日。

(32) 『琉球新報』一九七三年四月二十九日。小橋川寛県体育協会会長は「若夏国対は復帰を記念し、前向きに沖縄の発展を祝福しようと若人が集うお祭り。みんなで手をつなごうという国体なのだから県代表に選考されれば出場して当然」というコメントをしている。

(33) 『琉球新報』一九七三年五月二日夕刊。

(34) 『琉球新報』一九七三年五月二日夕刊。

(35) 『琉球新報』一九七三年五月四日夕刊。

(36) 『朝日新聞』一九七三年五月五日、『沖縄タイムス』一九七三年五月五日。自衛隊チームのダグアウトのすぐ上には「自衛隊はカエレ」という横断幕が張られ、シユプレヒコールが行われた。佐賀県の自衛隊チームは前年の全国大会準優勝の強豪であっただけに、対戦相手の監督は「自衛隊チームには気の毒だった。こんな試合は初めてだ」と戸惑った表情を見せた（『沖縄タイムス』一九七三年五月五日）。

(37) 『琉球新報』一九七三年五月七日。

(38) 『読売新聞』一九七三年四月二十四日。

(39) 例えば、高教組は埼玉県代表の選手団代表に、「自衛隊の参加を控えてほしい」と申し入れている（『琉球新報』一九七三年五月三日）。

(40) 『朝日新聞』一九七三年一〇月九日。

(41)『沖繩タイムス』二〇二二年一月五日。屋良の手帳によれば、一〇月七日にこの会談は行われ、自衛隊側の参加者は山田隆二（航空）、鬼沢薫（陸上）、久木田真之助（海上）、又吉であった（「屋良朝苗日記 〇五三」一九七三年一〇月七日の欄、[0000093364]、沖縄県公文書館）。

(42)『朝日新聞』一九七三年一〇月九日。那覇基地広報室広報官の一人は、「沖繩にいる隊員にとっては、長沼判決と同じくらいのショックだろう」と語った（『沖繩タイムス』一九七三年一〇月一三日）。

(43)『朝日新聞』一九七三年一〇月九日、『沖繩タイムス』一九七三年一〇月九日。自民党沖縄県連は、「一部、左翼団体の不当きわまりないスポーツへの介入に屈したものである。長沼裁判とともに全国的な反自衛隊運動の起爆剤となりうる軽率な措置に対して怒りをこめて強く抗議する」という抗議電報を、田中角栄首相、山中貞則防衛庁長官、奥野文相あてに打電した。

(44)『朝日新聞』一九七四年九月二八日、同、一九七五年九月二六日。七三年千葉、七四年茨城、七五年三重の三大会を通して、同じ自衛官がライフル射撃の県代表に選出されながら、革新団体の反発にあり、千葉、茨城両大会で出場が撤回されていた。三重大会でも同自衛官が選手団に含まれていたことから、沖縄県のライフル射撃代表選手団全体が、参加を県体育協会から認められていなかったが、日本ライフル射撃協会との話し合いを経て、最終的には自衛隊員も含めてオープン参加することになった（『朝日新聞』一九七五年九月二六日、『読売新聞』一九七五年一〇月八日）。

(45)『朝日新聞』一九七七年一〇月五日。この時も原水爆禁止日本協議会から「県民代表として軍人を派遣する

のは反戦感情を逆なでする」との申し出が県副知事になされたが、「スポーツと政治は別」として沖縄県体育協会が出場を決定した。

- (46) 『琉球新報』一九七二年九月二日。ただし、海洋博会場周辺海域の不発弾処理については「やむを得ない」としている。

- (47) スキャブランド・アロン著／田中雅一、康陽球訳「『愛される自衛隊』になるために」田中雅一編『軍隊の文化人類学』（風響社、二〇一五年）二二七頁。七二年に札幌で開かれた冬季五輪の成功にも自衛隊は大きく貢献した。

- (48) 『朝日新聞』一九七三年四月二十九日。

- (49) 大会運営には約二〇〇〇人の警官と、七五〇人の民間協力員を動員することとなった（『読売新聞』一九七三年五月二日）。従来の国体では自衛隊が演じるバンド隊も那覇、浦添両市の中高中生で編成した（『琉球新報』一九七三年五月八日）。

- (50) 航空自衛隊五〇年史編さん委員会編『航空自衛隊五〇年史 美しき大空とともに』（防衛庁航空幕僚監部、二〇〇六年）三二四頁。植樹祭と若夏国体には、皇室関係者も招待されなかった。復帰後沖縄の植樹祭と若夏国体への天皇出席問題については、舟橋正真「昭和天皇訪沖の政治史——植樹祭・特別国体への天皇出席をめぐる相克——」河西秀哉・瀬畑源・森暢平編『〈地域〉から見える天皇制』（吉田書店、二〇一九年）を参照。

- (51) 『琉球新報』 一九七二年五月一九日、『沖縄タイムス』 一九七二年五月二〇日。
- (52) 山田隆二『「老兵の回想」』（自費出版、二〇〇五年）一六五頁。琉球新報や沖縄タイムスには拒否され、NHKは管理者レベルでは問題は無かったが、事務者レベルで反対にあったことで、結局広告を放映することができず、募集は口コミに頼るしかなかった。
- (53) 落合峻「沖縄祖国復帰と自衛隊 大田實中將の少将旗が六十七年ぶりに返還」(『祖国と青年』 第四〇七号、二〇一二年) 二五～二六頁、防衛省防衛研究所戦史部編「落合峻オーラル・ヒストリー」同編『佐久間一オーラル・ヒストリー 下巻』(防衛省防衛研究所、二〇〇七年) 二五二～二五三頁。
- (54) 『琉球新報』 一九七二年八月一七日。
- (55) 『琉球新報』 一九七二年八月一九日夕刊。
- (56) 『沖縄タイムス』 一九七二年八月一九日夕刊。
- (57) 『琉球新報』 一九七二年八月二〇日。
- (58) 平良良松「沖縄返還と自衛隊配置―県民の心に逆行するもの―」(『世界』 第三三三三号、一九七一年) 七四頁。
- (59) 平良良松、飛鳥田一雄「自衛隊の沖縄移駐と自治体」(『世界』 第三二八号、一九七三年) 二一三頁。他方で、自衛官のオーラル・ヒストリーからは、平良がただ単純に自衛隊に反対していただけではない側面も浮かび上がる。当時陸上自衛隊西部方面総監であった堀江正夫によれば、一九七一年一〇月に沖縄を訪問した際、歓迎会の場で平良が「陸上自衛隊、万歳」の音頭を取ったという。また、桑江が自衛隊を退官したの

ち、県議会議員に立候補して当選した際には平良から祝電が届いたという（防衛省防衛研究所戦史部編「桑江良逢オーラル・ヒストリー」同編『中村龍平オーラル・ヒストリー』（防衛省防衛研究所、二〇〇八年）四六五頁、防衛省防衛研究所戦史研究センター編「堀江正夫オーラル・ヒストリー」同編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』（防衛省防衛研究所、二〇一二年）三一七頁）。

（60）『琉球新報』一九七二年九月一二日。

（61）『琉球新報』一九七二年一月二六日。

（62）『読売新聞』一九七二年二月六日、『琉球新報』一九七二年二月八日。市の立場は「基地は居住の実態がよくわからず住民と認めてよいか」がわからないというもので、借家や民間アパートなど、基地外に居住する隊員は従来通り受け付けるとしていた。平良自身も、「個々の自衛官の国民としての、市民としての権利を制約する考えは毛頭なかった」とする（平良良松『平良良松回顧録 革新市政十六年』（沖縄タイムス社、一九八七年）二四二頁）。ただしこの時期、自衛隊員が民間アパートに居住を拒否されたり、入居反対運動を受けたりするなどの問題も発生していた。

（63）実態としては、「隊員個人には被害をあたえないように」との平良市長の指示や自衛隊側の働きかけで、子供の転入学については仮入学という処置をし、運転免許証についても部隊長の証明書があれば受付ができるようにするなど、実質的な差別はない状態であった。桑江も、住民登録ができないために日常生活で困った

ことは子供の転入学や運転免許証、婚姻届ぐらいで、「あとは何ら日常生活に支障をきたすようなことはなかった」という（桑江『幾山河』五五～六一頁、『朝日新聞』一九七三年一月八日、「住民登録拒否問題について」『広報アンテナ』第一五五号（一九七三年六月）三四～三七頁）。

- (64) 真田尚剛『「大国」日本の防衛政策 防衛大綱に至る過程 一九六八～一九七六年』（吉田書店、二〇二一年）二〇〇頁。

- (65) 『朝日新聞』一九七二年二月八日、『読売新聞』一九七二年二月八日、『琉球新報』一九七二年二月八日。防衛庁によれば、この時点で沖縄に派遣されている自衛隊員は一九四六人で、基地内居住者一四四八人中、最近派遣された三九人が住民登録受付を拒否されていた。

- (66) 『読売新聞』一九七二年二月八日。

- (67) 山田『「老兵の回想」』一七七頁。

- (68) 『琉球新報』一九七二年二月一四日。

- (69) 『読売新聞』一九七二年二月二四日。年明けの七三年一月四日には那覇市に隣接する南風原村で海上自衛隊員が村役場で転入届の受け入れを拒否される事態が発生した。これは、沖縄で初めての基地外居住隊員の住民登録ボイコットであった（『読売新聞』一九七三年一月六日夕刊）。

- (70) 『読売新聞』一九七二年二月二四日。二二日に海上自衛隊臨時沖縄航空隊が移駐してきたこともあり、この時点で在沖縄自衛隊員は防衛庁調べによれば二七五〇人で、うち那覇基地内の五一六人が住民登録をする

ことができず、さらにこのうち一〇六人は住民基本台帳法の「一四日以内」の届け出義務違反期間をオーバーし、違法状態となっていた。なお、翌二四日、又吉と堀江が屋良の下を訪ね、住民登録問題について会談している（屋良朝苗日誌 〇三一）一九七二年二月二四日の条、[000009342]、沖縄県公文書館）。

(71) 『琉球新報』一九七二年二月二四日。

(72) 『読売新聞』一九七二年二月二六日夕刊、『沖縄タイムス』一九七二年二月二六日。屋良は県議会でも住民登録受付拒否問題について同様の受け答えをしている。

(73) 「屋良朝苗日誌 〇三一」一九七二年二月二六日の条。

(74) 『琉球新報』一九七二年九月一日。

(75) 『琉球新報』一九七二年二月二〇日、「昭和四十七年第九回沖縄県議会（定例会）第三号（二月一九日）（一九七二年二月一九日、沖縄県議会議事録検索システム）。

(76) 『読売新聞』一九七三年一月五日。

(77) 「住民基本台帳法による住民登録事務の取り扱いについて（照会）」昭和四十八年一月五日（沖縄県祖国復帰協議会文書「自衛隊住民登録問題 資料」[R10000563B]、沖縄県公文書館）。

(78) 「自衛隊配備のご再考に関する要請書」昭和四十八年一月五日（沖縄県祖国復帰協議会文書「自衛隊住民登録問題 資料」[R10000563B]、沖縄県公文書館）。

(79) 『読売新聞』一九七三年一月九日。

(80) 『琉球新報』 一九七三年一月一八日。自衛隊住民登録拒否問題をめぐる全国革新市長会基地対策委員会からの要請書及びそれに対する政府回答（二階堂進内閣官房長官名義）は、沖縄県公文書館に所蔵されている「沖縄県祖国復帰協議会文書」内の「自衛隊住民登録問題 資料」に所収されている（全国革新市長会基地対策委員会会長平良良松「要請書の提出について」、内閣官房長官二階堂進「要請書について」[R1000563B], 沖縄県公文書館）。

(81) 住民基本台帳法による住民登録事務の取り扱いについての照会は、知事である屋良を経由して通達されたため、二〇日付で屋良から平良へと届けられている（「住民登録事務の取り扱いについて」昭和四八年一月二〇日（沖縄県祖国復帰協議会文書「自衛隊住民登録問題 資料」同右））。

(82) 「住民基本台帳法による住民登録事務の取り扱いについて」昭和四八年一月一七日、「住民登録事務の取り扱いについて」昭和四八年一月二〇日、共に同右。

(83) 平良良松那覇市長からの要請書に対する増原恵吉防衛庁長官からの回答（文章名なし）、昭和四八年一月一七日、同右。

(84) 『読売新聞』 一九七三年二月三日夕刊、『琉球新報』 一九七三年二月三日夕刊、『沖縄タイムス』 一九七三年二月三日夕刊。

(85) 『琉球新報』 一九七三年二月四日。

(86) 『琉球新報』 一九七三年二月六日、『沖縄タイムス』 一九七三年二月六日。

- (87) 『琉球新報』一九七三年一月二十四日。
- (88) 『屋良朝苗日誌 〇三一』一九七三年一月二七日の日条。
- (89) 『第七一回国会 衆議院 本会議 第四号 昭和四八年一月二九日』（一九七三年一月二九日、国会議事録検査システム）、『沖縄タイムス』一九七三年一月三〇日。
- (90) 『読売新聞』一九七三年二月一七日夕刊。
- (91) 桑江『幾山河』六一頁。
- (92) 山田『老兵の回想』一八三頁。
- (93) 『住民登録拒否問題について』『広報アンテナ』第一五五号（一九七三年六月）三六頁。
- (94) 桑江『幾山河』六二頁。これは又吉の考えであったが、桑江も「全く同意見」であったという。
- (95) 桑江は沖縄の自衛隊反対運動に対し、「そういう態度なら不発弾処理、急患空輸をやめてしまえ」と上司から指示されたことがあるというが、「異民族支配を受けた県民に、自衛隊が米軍と違うことを理解してもらうには時間がかかる」と逆に説得したこともあるという（『朝日新聞』一九八二年五月二八日）。
- (96) 『朝日新聞』一九七三年一月八日。
- (97) 『朝日新聞』一九七三年三月一〇日。自衛隊基地にも市の行政権が及ぶことを逆手に取った方法であった。
- (98) 平良良松『平良良松回顧録』二四五頁。
- (99) 『琉球新報』一九七二年八月二〇日。

〔100〕『琉球新報』一九七二年八月二二日。ただし、自発的な入隊希望者についての身元照会は「地方自治法上認められた当然の事務」として今後も続ける考えを見せ、市町村がこれを断った場合は自治省に申し立てを行い、同省から執行命令を出させることもあるとした。

〔101〕『琉球新報』一九七二年八月二三日。

〔102〕『琉球新報』一九七二年八月二二日。インタビューに回答しているのは又吉康助と鮫島三佐である。

〔103〕『琉球新報』一九七二年八月二三日。

〔104〕長沼裁判の展開については、真田『『大国』日本の防衛政策』一九八〇一九九頁、永井靖二『司法と憲法九条——自衛隊違憲判決と安全保障』（日本評論社、二〇一七年）、など。

〔105〕『沖縄タイムス』一九七三年九月七日夕刊。平良県議会議長は「自衛隊が憲法に違反していることは常識的にも当然である」とし、仲宗根復帰協事務局長は「県民の反自衛隊闘争がいかに正しく国民的なものであったかを今度の判決が如実に物語り、いままでの沖縄闘争がむくわれたことになる」と同判決を高く評価した。

〔106〕『屋良朝苗日誌 〇三二』一九七三年九月七日の条、[0000093343] 沖縄県公文書館。

〔107〕『琉球新報』一九七三年九月七日夕刊。

〔108〕『琉球新報』一九七三年九月八日。

〔109〕『沖縄タイムス』一九七三年九月一三日。

〔110〕佐道明広『戦後政治と自衛隊』（吉川弘文館、二〇〇六年）七二頁、同『自衛隊史——防衛政策の七〇年』

(筑摩書房、二〇一五年) 一〇三頁。

- (111) 『琉球新報』一九七二年七月二六日夕刊。ただし屋良は当初、米軍と南西航空に食糧空輸を依頼したが、これらの活動が米軍の手を離れたことと、台風で南西航空も飛行機を確保できなかったたので、結果的に自衛隊が出動することになった。

- (112) 『琉球新報』一九七二年七月二七日。

- (113) 『読売新聞』一九七二年七月二七日、『琉球新報』一九七二年七月二七日。

- (114) 『琉球新報』一九七二年七月二七日。

- (115) 『琉球新報』一九七二年七月二七日。

- (116) 『琉球新報』一九七二年七月二七日。大東島現地では、島のほとんどの人が窮地を救ってくれたことに感謝しており、すぐさま問題は起こらなかった。「このようなケースは前にも米軍の手で行われたことがあり、今回もそのときとほぼ同じようなとらえかたをしているようだ」というコメントもあった(『琉球新報』一九七二年七月二七日夕刊)。

- (117) 『琉球新報』一九七二年八月二日夕刊。

- (118) 『沖縄タイムス』一九七二年一〇月六日。

- (119) 『琉球新報』一九七二年二月四日。

- (120) 『琉球新報』一九七二年二月一三日。

- (121) 『沖縄タイムス』一九七二年二月一三日夕刊。
- (122) 『琉球新報』一九七三年四月二八日夕刊。
- (123) 下水道工事現場で爆発が起こり、死者四人、重軽傷者三二人、家屋八〇戸損傷、損傷車両四一台の被害を出した。爆発原因は地中に埋まっていた、旧日本海軍の爆雷を改造した地雷に工事用ブルドーザーのショベルが引っかかったことによると考えられている（『読売新聞』一九七四年三月二日、『朝日新聞』一九七四年三月三日）。
- (124) 桑江『幾山河』八六頁。
- (125) 同右、八六頁、防衛庁編『防衛庁五十年史』（防衛庁、二〇〇五年）一七二頁。
- (126) 沖縄県知事公室防災危機管理課『平成三〇年版 消防防災年報』（二〇一八年）一五五頁。
- (127) 琉球新報社編『世替わり裏面史―証言に見る沖縄復帰の記録―』（琉球新報社、一九八三年）二九一頁。
- (128) 防衛省防衛研究所戦史部編『山田隆二オーラル・ヒストリー』同編『中村龍平オーラル・ヒストリー』（防衛省防衛研究所、二〇〇八年）四〇八頁、琉球新報社編『世替わり裏面史』二九一―二九二頁。
- (129) 政界往来編集部「シリーズ・自衛隊はいま（終） 沖縄・陸海空自衛隊 空の救急車！大忙がし」『政界往来』第四四巻七号（一九七八年）一〇五頁、陸上自衛隊第一五旅団HP「第一五旅団活動紹介」<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/15b/15b/page-activity.html>（アクセス日：二〇二〇年一月一八日）
- (130) 県執行部が議会に提案した段階から与野党の議論を呼び、一度は提案を見送られた条例である。防災会議へ

の自衛隊の参加は、災害対策基本法（第一五条二号）に基づく法定事項であるため、自衛隊を除外することはできなかった（『沖縄タイムス』一九七三年七月一日、『琉球新報』一九七三年七月一日）。

（131）賛成したのは自民党、社大党、革新クラブ（公明党と無所属）で、反対したのは人民党、社会党である

（『琉球新報』一九七三年七月一日）。

（132）『沖縄タイムス』一九七三年七月一日。

（133）『沖縄タイムス』一九七三年七月一日。

（134）『琉球新報』一九七三年七月一日。

（135）琉球新報社編『世替わり裏面史』二九二頁。

（136）『琉球新報』一九七二年一〇月五日、桑江『幾山河』一二三頁、政界往来編集部「シリーズ・自衛隊はいま

（終）沖縄・陸海空自衛隊空の救急車！大忙がし」一〇〇頁。

（137）桑江『幾山河』九六頁。

（138）『熊本日日新聞』一九七七年四月五日。

（139）桑江『幾山河』一二〇～一二三頁、政界往来編集部「シリーズ・自衛隊はいま（終）沖縄・陸海空自衛隊

空の救急車！大忙がし」一〇五頁。

（140）『毎日新聞』一九七三年三月一日。

（141）『読売新聞』一九七三年五月九日。

〔142〕 村上友章は、自衛隊が国内で一定の理解を得るに際し、災害派遣が大きな役割を果たしていたことを明らかにしている（村上友章「自衛隊の災害派遣の史的展開」『国際安全保障』第四一卷第二号（二〇一三年）二四頁）。

〔143〕 沖縄の「保守」については、先行研究によってその対象とする範囲や定義は様々であり、共通の定義があるわけではない。ここでは、具体的に自民党沖縄県連の議員を指すことにする。なお、平良好利は、保守勢力・革新勢力は共に内実は時代によって変化しているため、括弧つきで表現した方がより適切であるとする。本稿も保守という用語に括弧をつけて記載する（平良好利「沖縄の政党政治と中央・地方関係——日本復帰から現在まで」平良好利・高江洲昌哉編『戦後沖縄の政治と社会 「保守」と「革新」の歴史的位相』（吉田書店、二〇二二年）二六二頁）。

〔144〕 『沖縄タイムス』一九七二年五月三二日。屋良陣営が「核も基地も自衛隊も公害もない沖縄にすることが自治県政を築きあげる大きな要素になる」とする一方、大田陣営は「いうまでもなく自衛隊の沖縄配備は専守防衛の立場から当然のことであり、北海道と同様沖縄基地はきわめて重要である」と強調した。

〔145〕 『琉球新報』一九七二年五月三二日。琉球新報が両陣営に対してアンケートを出し、県民への公約を明らかにしたものの。

〔146〕 自由民主党沖縄県連史編纂委員会編『戦後六十年沖縄の政情』（自由民主党沖縄県支部連合会、二〇〇五年）二八九頁。

(147) 七二年県議選（定数四四）では、保守二一、革新二三議席。七六年県議選（定数四六）では保守二一、革新二四議席（櫻澤誠『沖縄現代史 米国統治、本土復帰から「オール沖縄」まで』（中央公論新社、二〇一五年）一七二、一七七頁）。

(148) 沖縄における反自衛隊運動は、本稿で扱ったもの以外にも、隊員の成人式参加反対、大学入学阻止、借家拒否など様々なものが行われた（与那国暹『沖縄・反戦平和意識の形成』（新泉社、二〇〇五年）一八五頁）。

(149) 『読売新聞』一九七四年五月一四日。

(150) 河野啓「本土復帰後四〇年間の沖縄県民意識」（『NHK放送文化研究所年報二〇一三』二〇一三年）一〇二頁。

(151) 『読売新聞』一九七六年五月一六日。

(152) 自衛隊に対する肯定的評価は、七七年には四九％、八二年には五八％、八七年には六四％で、九二年に五六％と落ち込むまで、上昇傾向にあった（河野「本土復帰後四〇年間の沖縄県民意識」一〇二頁）。

(153) 吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、二〇一二年）二五二頁。

(154) 桑江は、『沖縄タイムス』による一九七九年のインタビューで、NHK世論調査で初めて賛成が反対を上回った（筆者注・昭和）五〇年が転換点だった」と主張している（『沖縄タイムス』一九七九年六月一五日）。法学者の仲地博も同様に、「反自衛隊感情は、急速にやわらぎ七五年頃を境に自衛隊容認に変化している」と見ている（仲地博「自衛官事件から見える沖縄…保守化が意味するもの」『法律時報』七三巻六号

（二〇〇一年）二頁）。

(155) 『沖縄タイムス』一九七四年六月二一日。その後も自衛官と沖縄出身女性との結婚は増え、一九八二年には、

陸上自衛隊員と沖縄女性との結婚は、約四〇〇組になったという（『朝日新聞』一九八二年五月二八日）。

(156) 『沖縄タイムス』一九七六年八月三日、『琉球新報』一九七六年八月三日。

(157) 本稿は、筆者が二〇二〇年度に立教大学大学院法学研究科へ提出したりサーチ・ペーパー（修士論文に準ずるもの）「沖縄の在沖自衛隊と『保守』一九六八～一九九〇」の第二章を加筆・修正したものである。第一章部分は前掲小口「沖縄返還以前の防衛庁・自衛隊と沖縄『保守』勢力」として発表済みである。本稿の統きにあたる、西銘順治保守県政期における自衛隊と沖縄「保守」との関わりを扱った第三章については、別途発表することを予定している。